

川崎市道路パトロール実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、道路パトロールの適正な実施について必要な事項を定めるものとする。

(道路パトロール車)

第2条 道路パトロール車は、昭和53年12月1日付け道交発第102号建設省道路局長通達に基づく車両を使用するものとする。

(パトロール要員)

第3条 道路パトロール要員（以下「パトロール要員」という。）は、区役所道路公園センターの職員をもって構成するものとする。

(実施計画)

第4条 区役所道路公園センター所長（以下「センター所長」という。）は、所轄区域内の交通量又はバス路線の有無、その他道路の実情に応じて道路パトロールの実施計画を定めるものとする。

2 センター所長は、台風・豪雨・地震・その他異常気象が発生し又は、発生するおそれがあると認められる場合においては、前項の実施計画を危険箇所及び区間を重点とするパトロールに変更することができる。

(パトロール事項)

第5条 道路パトロールは、次に掲げる事項について迅速かつ、的確に実施するものとする。

(1) 路面・路側部・構造物及び付属物等の損傷又は、その誘因となる事象の発見。

(2) 道路工事・占用工事及び道路法第24条に基づく工事等の施行状況の監視。

(3) 道路の不法占用、不正使用等の監視、特に道路隣接地における行

為の道路への影響の防止及び明らかに路上放置車両と認められるものの、その道路上における交通上の障害物の発見及び応急処置。

(4) 道路の欠陥が交通及び沿道住民に危険を与えるものである場合の応急措置。

(5) 災害等不測の事故発生の際の現地出動、緊急措置及び情報の連絡。
(緊急時における措置)

第6条 パトロール要員は、道路パトロール中に発見した事象について緊急の措置を必要とする場合は、パトロール要員において障害物の除却、道路標識、若しくは保全施設の設置又は交通の誘導、その他応急処置を実施し、速やかに各関係機関に連絡し、かつセンター所長に報告するものとする。

(報 告)

第7条 パトロール要員は、道路パトロール中において取扱った事項の内容等について、別に定める日報により速やかにセンター所長に報告するものとする。

2 センター所長は、前項の日報を集約し別に定める月報により、翌月の10日までに建設緑政局長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、建設緑政局長が別に定めるものとする。

附則

この要領は昭和56年3月1日から施行する。

この要領は平成15年4月1日から施行する。

この要領は平成22年4月1日から施行する。